

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の 中期目標の変更（案）について

1. 概要

業務の効率化、見直し等を踏まえ、高齢・障害者雇用支援機構の中期目標について所要の変更を行う。

2. 変更の内容

（1）地方業務の直轄化に伴う変更

地方業務については、委託方式を廃止し、平成23年度から機構が直接実施することから、その旨及び業務の効率化、管理経費の縮減について明記するとともに、受託法人への業務委託に関する項目を削除（第2の1及び4）

（2）障害者雇用納付金制度の対象事業主の拡大に伴う変更

改正障害者雇用促進法により平成22年7月から障害者雇用納付金制度の適用対象となった常用雇用労働者数が200人を超え300人以下の事業主について、中期目標期間終了時まで、300人を超える事業主と同様の99%以上の収納率を目指す旨追加（第3の2（3）の①）

（3）障害者雇用アドバイザーの廃止に伴う変更

平成22年度をもって障害者雇用アドバイザーを廃止するため、障害者雇用アドバイザーに関する項目を削除（第3の2（3）の③）

3. 変更の時期

平成23年4月1日

独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構の 中期計画の変更（案）について

1. 概要

中期目標の変更等を踏まえ、高齢・障害者雇用支援機構の中期計画について、所要の変更を行う。

2. 変更の内容

（１）地方業務の直轄化に伴う変更（第１の１及び２（２））

（２）障害者雇用納付金制度の対象事業主の拡大に伴う変更

（第２の３（３）のア）

（３）障害者雇用アドバイザーの廃止に伴う変更（第２の３（３）のウ）

（４）独立行政法人通則法の改正に伴う変更

独立行政法人通則法第３０条第２項の改正に伴い、不要財産等の処分に
関する計画を追加（第５の１）

3. 変更の時期

平成２３年４月１日